

昭和43年12月18日条例第12号

太子町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき太子町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ太子町総合計画に関する事項について調査および審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町及び関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年1月31日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。

附 則 (昭和58年10月11日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月30日条例第17号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。